

郡山市告示201号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域、同法第4条第1項の規定により同地域の特定工場等において発生する振動の規制基準、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「府令」という。）別表第1の付表第1号に規定する特定建設作業に伴って発生する振動の基準に係る区域並びに府令別表第2の備考1及び2に規定する道路交通振動の限度に係る区域及び時間の区分を次のとおり定め、平成9年4月1日から施行する。

その関係図面は、郡山市公害対策センターにおいて一般の縦覧に供する。

平成9年3月26日

郡山市長 藤森 英二

1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域

区域の区分	指定地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考

この表において「第1種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により同項第1号に掲げる地域として定められた地域をいう。

2 特定工場等において発生する振動の規制基準

次の表のとおりとする。ただし、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、同表の規定にかかわらず、同表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設の有するもの
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前7時から 午後7時まで)	夜 間 (午後7時から 翌日の午前7時まで)
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

3 特定建設作業に伴って発生する振動の基準に係る府令別表第1の付表第1号に規定する指定区域

- (1) 上記1に規定する第1種区域の全域
- (2) 上記1に規定する第2種区域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
- (3) 上記1に規定する第2種区域のうち工業地域に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
  - ア 学校教育法第1条に規定する学校
  - イ 児童福祉法第7条に規定する保育所
  - ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
  - エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館
  - オ 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

4 道路交通振動の限度に係る府令別表第2の備考1の規定による区域の区分及び同備考2の規定による時間の区分

- (1) 区域の区分
  - ア 第1種区域 上記1に規定する第1種区域
  - イ 第2種区域 上記1に規定する第2種区域
- (2) 時間の区分
  - ア 昼間 午前7時から午後7時まで
  - イ 夜間 午後7時から翌日の午前7時まで